

唐丹小学校いじめ防止基本方針

H30. 10月改訂

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・保護者・地域・関係機関等の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものである最も身近で深刻な人権侵害である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の者だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校・保護者・地域・関係機関等が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は次のようなものがある。

※文部科学省が示した具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめは」多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が必要である。

II いじめ未然防止のための取組

唐丹小学校のめざす学校像 「学校経営の方針より」

《地域とともに子どもも教師も成長する学校》

- (1) 明るい挨拶が響き合い、さわやかな雰囲気を持っている学校
- (2) 子ども一人一人の思いや願いがかなえられ、学ぶ意欲が満ち溢れている学校
- (3) 愛情と信頼のもと自他を大切に、豊かな心が育成される学校
- (4) 心身ともに健康でたくましく、命を大切にする学校

上記の学校像を実現するように取り組んでいけば、いじめ防止に確実につながっていくものと考えている。そのためにも、下記の取り組みをしっかりと実行していく。

1 教職員による指導について

- (1) 学級、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 地域の子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するために、保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図る。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度

を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 唐丹小学校いじめ対策委員会

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、「唐丹小学校いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

※場合によっては、スクールソーシャルワーカー、学校医、唐丹駐在所長等も参加していただく。

(2) 具体的な役割

- ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③ 未然防止、早期発見の取り組み
- ④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級の状況報告等）
- ⑤ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

月1回を定例会(職員会議の生徒指導部提案時)とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会を中心とした「あいさつ運動」
- (2) 児童会を中心とした放送活動（呼びかけ・連絡等）
- (3) 縦割り班による清掃や遊びによる、異学年のふれあい
- (4) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会活動
- (5) 他者のことを考えた募金活動等

5 家庭・地域・関係機関との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針の概略を校報で発信して広報活動に努める。

※学区内の民生児童委員等、関係機関にも配布する。

- (2) 参観日全体会、懇談会、PTA総会、その他各種会議で保護者にいじめの実態や指導方針について説明を行う。

- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

※子どもの行動に不自然を感じる、元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に敏感になっていただき、担任との連絡を密にするようお願いする。

- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

- (5) 学童と連携を図る。

- (6) 各スポーツ少年団指導者と連絡を取り合う。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) 学校いじめ防止基本方針の確認と共通理解（全教職員で年度初めに実施）
- (2) いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断（随時）
 - ①いじめを許さない学校づくり
 - ②いじめに対する「防止」「早期発見」「早期対応」について一連のシステム確認・活用
 - ③いじめをなくす教職員の役割 ～唐丹小のめざす学校像にするために～
 - ④校内指導体制の確認と「防止」「早期発見」「早期対応」の方法の学習

Ⅲ いじめの早期発見のために

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめでないかと疑いをもって、早い段階から的確に関わり合いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記等も活用する）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、各種活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、各行事の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う（必ず報告）。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (7) 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な指導を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年2回（6月、11月）
- (2) 保護者を対象とした聞き取り調査 年2回（7月、12月）←個別面談
- (3) 児童個票の記入（担任） 年3回（7月、12月、3月）
- (4) 教育相談の実施
 - ①チャンス相談（場と機会を意図的にとらえる）
 - ②定期相談（児童個票・アンケートを活用）
 - ③呼び出し相談（必要に応じて計画的に個別、またはグループを対象）
 - ④自発相談（児童が自発的に相談に来たときに応じる）

3 相談窓口の紹介

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。ただし相談を受けた即日中に校長に報告すること。

○日常のいじめ相談（児童及び保護者）	・・・	全教職員が対応
○スクールカウンセラーの活用	・・・	養護教諭・教育相談担当
○地域からのいじめ相談窓口	・・・	副校長、生徒指導主事
○インターネットを通じて行われるいじめ相談	・・・	学校または警察署
※沿岸南部教育事務所の相談窓口	・・・	0192-27-9910
※24時間いじめ相談電話（県教委）	・・・	019-623-7830（24時間対応）

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめの措置に関する基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「唐丹小学校いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適應していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。

- (2) 学級等の当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 いじめ事案の解消

いじめは単なる謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月継続していること。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に係わらず、教育委員会または、唐丹小学校いじめ対策委員会により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、釜石市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

6 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「唐丹小学校いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、釜石市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- (1) 重大事態とは、いじめにより唐丹小学校に在籍する児童が、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば、

- ◇児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇身体に重大な障害を負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- (2) いじめにより唐丹小学校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。申し立てがあった時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したと認識して、報告・調査・対応に当たる。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

3 重大事態の調査の趣旨及び調査主体

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

【学校が調査の主体となる場合】

釜石市教育委員会の指導・支援のもと以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「唐丹小学校いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (3) 調査結果を学校は釜石市教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- (4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (6) 「唐丹小学校いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む

4 調査結果の情報提供及び報告

- (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は釜石市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

- (2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は釜石市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。報告に際しての注意点は以下のとおりである。

- ・ 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、市長に対する報告に添えることができる。
- ・ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- ・ 釜石市教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及び保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

(3) 調査結果を踏まえた対応

調査結果においていじめが認定されている場合、加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。

VI その他

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、『いじめの未然防止・早期発見に係る取組に関すること』について学校評価の項目に加え、本校の取り組みを評価する。

2 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

3 地域や家庭との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。